

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	瀬戸小地区 (羽出川、小干、向島、下山、白西平、東浜、西浜、桜浦、板浦、福島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

旧大瀬戸町の中心地であり、市街化エリアが多くを占めている。また、昭和30～40年代にみかんを中心とした大規模な樹園地が造成されたが、価格下落等に伴い栽培戸数が減少し、荒廃化したまま30年近く経過している。農地は山間部などに小規模な農地が多く点在しており、条件不利地が多いため、現在では約74%が荒廃化している。基盤整備された水田地帯はあるが、担い手の高齢化と後継者不足によって荒廃化が進んでいるため、対策が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備された水田地区を中心に、ヘリやドローンなどを使った集団組織による営農をすすめ、市公社が行っている農作業支援事業による田植～収穫までを委託するなど、高齢化などによる労力不足を補い、維持する取り組みを展開する。
集団産地として造成され、その後荒廃化した樹園地については継続して活用方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
団地性のある農地が少ないことから、現在耕作されている農地周辺での一体的な農業経営が目指せるよう、集約化への情報共有等を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手が少ない地域でもあり、基盤整備事業を活用した大規模な区画整備は難しいため、必要に応じた小規模の整備事業などを活用し、作業効率の高い農業経営への支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①荒廃農地の増加に伴い、農地の保全管理が十分でない場所から鳥獣害が広がる恐れがあることから、農地として適切に管理している地域においては市や県の補助事業等も活用し、被害防止策を講じるよう努める。